

## ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、補助対象地区内に存する民間賃貸住宅に入居する子育て世帯の家賃に要する経費の一部を補助することにより、空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象地区 西部地区および中央部地区で別表に掲げる町の区域をいう。

(2) 民間賃貸住宅 補助対象地区内に存する建物に係り貸主と入居者（申請者および同居者をいう。）との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 市営、道営、北海道住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ 入居者または入居者の3親等以内の親族が所有者または貸主である住宅

エ 昭和56年5月31日以前に建築または着工されたもの。ただし、耐震性能に関する基準を満たしているものを除く。

オ 住戸専用面積が40㎡未満、かつ、令和3年3月19日閣議決定された住生活基本計画（全国計画）に定める最低居住面積水準未満のもの。

(3) 子育て世帯 補助申請日の属する年度の末日において、中学校卒業前の子と、その子を扶養する者が同居している世帯をいう。

(4) 夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で構成している世帯をいう。

- (5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第4号に規定する所得をいう。
- (6) 世帯所得 民間賃貸住宅の入居者全員の前年の所得を合算した額をいう。
- (7) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料（管理費，共益費，駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。）の月額をいう。
- (8) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。
- (9) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額（1,000円未満の端数は，切り捨てる。）をいう。
- (10) 補助対象世帯 補助金の交付の対象となる世帯をいう。
- (11) 補助世帯 市長が補助金を交付することと決定した世帯をいう。  
（補助対象世帯の要件）

第3条 補助対象世帯は，第7条第1項の規定による申請の日において子育て世帯であつて，次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 子を扶養する者は，その子の1親等の親族または3親等内の傍系親族であること。
- (2) 補助対象地区内の民間賃貸住宅の所在地に住民票上の住所（以下「住所」という。）を定めていること。
- (3) 前号の住所を定めてから1年以内で，かつ，それ以前の住所が補助対象地区外に1年以上定めていたものであること。ただし，平成28年5月10日以降に補助対象地区内に住所を定めた夫婦世帯にあつては，第一子が誕生してから1年以内であること。
- (4) 世帯所得が313,000円以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けておらず，かつ，過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 本市の市税その他の納付金の滞納がないこと。
- (7) 世帯主および同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（補助世帯数）

第４条 補助金を交付する世帯の数は，毎年度予算の範囲内において市長が定める。

（補助金月額）

第５条 補助金の月額は，実質家賃負担額から３０，０００円を控除した額（当該控除した額が１５，０００円を超えるときは１５，０００円）とする。

（補助期間）

第６条 補助を行う期間は，入居者である子が中学校を卒業する年度の３月まで（当該月が補助を開始した月から起算して１９２月を超える場合は，補助を開始した月から起算して１９２月以内）とする。

（補助申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は，補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票の写し（第３条第３号の条件に該当することを確認できない場合にあっては，併せて，戸籍の附票の写し（同号の条件に該当することを確認できるものに限る。））
- (2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書，源泉徴収票等。無職の場合にあっては，無職申立書（別記第２号様式））
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 住宅手当支給証明書（別記第３号様式）
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 住宅概要確認書（別記第４号様式）
- (7) 第２条第２号エただし書きの規定による申請をするときは，当該民間賃貸住宅が耐震性能を有することを証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による申請は，補助金の交付を受けようとする年度の３

月 1 日までにしなければならない。ただし、3 月 2 日から 3 月 3 1 日までの間に第 3 条第 3 号の要件を失う子育て世帯は、翌年度の 4 月 1 日から 4 月 2 0 日までの期間に限り、同号の要件を満たすものとみなし、申請することができる。

(交付決定等)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、原則として申請のあった順に審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をした場合において、補助金を交付すると決定したときは補助金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは補助金不交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

3 補助金は、前条第 1 項の規定による申請のあった日の属する月（当該申請があった日が 2 1 日以後の場合は、その翌月）以後の家賃について交付するものとする。

(補助金の交付請求および交付方法)

第 9 条 補助金の交付請求は、納めた家賃に対し 2 回に分けて行うものとし、第 1 回は 4 月分から 9 月分までに係るものを 1 0 月 1 日から 1 0 月 1 5 日までに、第 2 回は 1 0 月分から翌年 3 月分までに係るものを 4 月 1 日から 4 月 1 5 日までに手続きしなければならない。ただし、第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する資格喪失の届出があった場合または第 1 4 条の規定により補助金の交付を休止している場合は、この限りでない。

2 前項の請求は、補助金交付請求書（別記第 7 号様式）に家賃支払申告書兼確認書（別記第 8 号様式）を添付し、市長に請求しなければならない。

3 市長は、第 1 項の請求があったときは、口座振込により補助金を交付するものとする。

(更新手続)

第 10 条 補助金の交付を翌年度も引き続き受けようとする者は、補助を

受けようとする年度の4月1日から4月15日までに、補助金交付更新申請書（別記第9号様式）に第7条第1項第1号から第4号までに規定する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市税その他の納付金の滞納がない者に限る。

- 2 前項の申請があった場合における交付の決定等については、第8条第1項および第2項の規定を準用する。

（届出義務）

第11条 補助金の交付を受けている者は、第13条第1項第1号もしくは第2号に該当したとき、または世帯所得の変更、家賃もしくは住宅手当の改定、入居者の転居など異動があったときは、速やかに、異動事項届出書（別記第10号様式）に当該異動を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。ただし、前条第1項に定める期間に異動があるときは、同項に基づく更新手続により行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けている者が、死亡または離婚等により住宅を退去した場合、その死亡時または退去時に同居する者が引続き入居して交付を受けようとするときは、速やかに、名義承継届出書（別記第11号様式）に当該承継を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

- 3 補助金の交付を受けている者の同居者が、離婚等により住宅を退去し、新たに子育て世帯となった場合は、第8条第2項または第10条第2項の交付を受けた者とみなし名義承継届出書に第7条第1項第1号から第8号までに規定する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（交付決定の変更等）

第12条 市長は、前条の届出があったとき、または次条第1項、第2項、もしくは第3項のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定内容を変更し、またはその決定を取り消すことができる。ただし、届出に伴い発生する補助金の増額は、届出のあった翌月からとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（別記第12号様式）により、補助金の交付を受けている者また

は届け出を行った者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第13条 補助世帯は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月（第1号または第3号に該当する場合で、その該当するに至った日が16日以後のときは、その翌月）から補助を受ける資格を失うものとする。

(1) 子育て世帯でなくなったとき。

(2) 生活保護法による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。

(3) 転居したとき（補助対象地区内の他の民間賃貸住宅に転居したときを除く。）。

(4) 実質家賃負担額が30,000円以下となったとき。

(5) 世帯主または同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 補助世帯が、不正な方法で補助金の交付を受けたときは、当該不正を行った月から補助を受ける資格を失うものとする。

3 補助世帯は、第9条第1項の期間内に補助金の交付の請求をしなかった場合は、当該補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。

4 第1項第1号から第4号までに係る届出を当該年度の4月から9月までに行った補助世帯は10月15日までに、10月から3月までに行った世帯は翌年度の4月15日までに、補助金の交付の請求をしなかった場合は、当該届出に係る補助金の交付の対象となる最初の月から補助を受ける資格を失うものとする。

5 補助世帯は、第10条第1項の期間内に同項の規定による申請をしなかった場合は、当該期間の属する年度の初日から補助を受ける資格を失うものとする。

(交付の休止)

第14条 市長は、入居者の異動等により補助世帯の世帯所得が328,000円を超えたときは、当該超過の期間中、当該補助世帯への補助金の交付を休止するものとする。

- 2 前項の休止の対象となった世帯については、当該休止期間中も引き続き補助金の交付を受けている世帯とみなして本要綱の規定を適用する。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、第12条第1項の規定により補助金の減額または交付決定の取消しをした場合、当該減額または取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書(別記第13号様式)により期限を定めてその返還を命じるものとする。ただし、補助金の減額にあつては、第9条第1項に規定する第2回の請求において、返還額を減じることができるときは、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受けていた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた納付期限までにこれを納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(その一部について納付があつたときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該納付があつた額を控除した額)に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則(昭和62年規則第43号)に定めるところによる。

第17条 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、すでに申請者が保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については、この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前の補助対象地区外のうち、この要綱で補助対象地区に追加された町の区域内に、この要綱の施行前に住所を定めた子育て世帯が、この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた場合にあっては、平成29年3月1日までは第3条第3号の要件を満たすものとみなす。
- 4 この要綱の施行前の補助対象地区に住所を定めた夫婦世帯で、その後子が誕生し1年以上経過している子育て世帯にあっては、平成29年3月1日までは第3条第3号の要件を満たすものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前年度に補助金の交付を受けている者が、要綱第10条第1項に規定する更新をする場合、要綱第2条第2号の規定は、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については、この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)



- 1 この要綱は，令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際，申請者がすでに保有する改正前の様式によりなされた申請および請求または届出については，この要綱に規定された様式で提出されたものとみなす。

別表 補助対象地区（第2条関係）

(1) 西部地区
入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町，東川町，豊川町，大手町，栄町，旭町，東雲町，大森町，松風町および若松町の区域
(2) 中央部地区
千歳町，新川町，上新川町，海岸町，大縄町，松川町，万代町，亀田町，大川町，田家町，白鳥町，八幡町，宮前町，中島町，千代台町，堀川町，高盛町，宇賀浦町，日乃出町，的場町，時任町，杉並町，本町，梁川町，五稜郭町，柳町，松陰町，人見町，金堀町，乃木町および柏木町の区域

年度 補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

郵便番号 ー

住 所 函館市

氏 名

電話番号 ー ー

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、私および同居者は、同要綱第3条第1項第5号に規定する家賃補助等を受けていないこと、同項第6号に規定する市税等の滞納がないことおよび同項第7号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度等の受給状況、市税等の納付状況および住民基本台帳等ならびに暴力団員について、市長が関係機関にこの情報を利用して調査を行うことについて、同意します。

記

1 補助を受けようとする期間 令和 年 月分 ～ 令和 年 月分

2 補助金等交付申請額 金 円

3 世帯の概要

フリガナ 氏 名		続柄	生年月日	勤務先または学校名 勤務先の所在地	年間総収入額	住宅手当 (月額)
申請者		本人	年 月 日			
同居者			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
補助対象地区 への転入日	年 月 日		転入前の住所 および異動日	( 年 月 日 異動)		

#### 4 住居の概要

住 所	函館市		
建 物 名 称		部屋番号	
建 築 年 月 日	年 月 日	構造・階数	1. 木造 2. 非木造 階建て
住戸専用面積	m <sup>2</sup>	間 取 り	住宅概要確認書（別記第4号様式）のとおり
所 有 者	住 所		
	氏 名 等	電話	
貸 主 ※所有者と同じ場合は記入不要	住 所		
	氏 名 等	電話	
家 賃 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替(引落) <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> その他( ) <small>※貸主と同じ場合は名称の記入不要</small> 支払先名称：		
賃 貸 借 契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
家 賃 等 (月額)	家 賃	管理費・共益費	円
		駐 車 場 代	円
			円
	合 計	円	

#### ※ 添付書類

- (1) 入居者全員の住民票の写し（補助対象地区内への転入日および転入前の住所への異動日が記載されていない場合にあつては、併せて、戸籍の附票の写し（当該転入日および異動日が確認できるものに限る。））
- (2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等。無職の場合にあつては、無職申立書（別記第2号様式））
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 住宅手当支給証明書（別記第3号様式）
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書および重要事項説明書の写し
- (6) 住宅概要確認書（別記第4号様式）
- (7) 耐震性能を有することを証する書類の写し（昭和56年5月31日以前に建設された賃貸住宅である場合）
- (8) その他必要な書類

無職申立書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号 ー

住 所

氏 名

電話番号

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金の交付を申請するにあたり、私は現在、次の理由により無職であることを申し立ていたします。

また、この申し立てに虚偽がないことを誓約します。

理由

---

---

---

---

現在の生活費

---

---

---

---

住宅手当支給証明書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号 ー  
住 所  
名 称  
代表者名  
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 住 所 函館市  
氏 名

2 住宅手当支給状況

- (1) 支給している。  
月額 円（ 年 月 から）
- (2) 支給していない。

※ 交付申請書または異動事項届書に添付する場合は、当該月額を支給する期間（当該年度の3月までの期間）についてご記入ください。

交付更新申請書に添付する場合は、更新する年度の4月から3月までの期間についてご記入ください。  
なお、年度途中で支給月額を変更する場合は、異動事項届出書の提出が必要となります。



年度 補助金交付決定通知書

函 都 住  
年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで交付申請があったヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、内容審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定区分 交付・休止
- 2 補助金交付決定額 金 円（補助金月額 円）
- 3 補助する期間 年 月分 ～ 年 月分
- 4 補助金の交付予定時期 年 月 金 円  
年 月 金 円

## 5 届出義務

次のいずれかに該当したときは、速やかに、異動事項届出書（別記第9号様式）に当該異動等を証する書類を添付して提出してください。

- (1) 中学校卒業前に子と同居しなくなったとき。
- (2) 生活保護法による住宅扶助または他の公的制度による家賃補助等を受けたとき。
- (3) 家賃または住宅手当の額に変更が生じたとき。
- (4) 転居したとき。
- (5) 入居者の異動があったとき。
- (6) 就職，退職，転職等をしたとき。
- (7) 世帯所得に変更が生じたとき。

## 6 資格の喪失

前記5の(1)もしくは(2)に該当した場合，同(3)に該当する場合で実質家賃負担額が30,000円以下となったとき，同(4)に該当する場合で補助対象地区内の他の民間賃貸住宅以外に転居したとき，または世帯主もしくは同居者が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは，それぞれ補助世帯としての資格を喪失することとなります。

## 7 交付の休止

前記5の(7)に該当する場合で世帯所得額が328,000円を超えたときは，超過期間中の補助金の交付を休止します。（補助資格は維持されます。）

## 8 交付決定の取消し

前記6により資格を喪失した場合，不正な方法で補助金の交付を受けた場合または次の9の規定による補助金の交付請求をしなかった場合は，補助金の交付の決定を取り消します。この場合，すでに補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命じます。

## 9 補助金の交付請求

補助金の交付は納めた家賃についてのみ行うものとし，その請求は次の期間内に行ってください。

月分～ 月分	年10月1日から	10月15日まで
月分～ 月分	年 4月1日から	4月15日まで



年度 補助金不交付決定通知書

函 都 住  
年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付で交付申請のあったヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、内容審査の結果、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

補助金交付請求書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号 ー  
住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた補助金について、ヤングファミリー住まい  
りんぐ支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- |   |          |        |                   |           |
|---|----------|--------|-------------------|-----------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金      | 円（補助金月額           | 円）        |
|   |          |        | 〔※                | 年10月 金 円〕 |
|   |          |        | 年 4月 金 円          | 〕         |
| 2 | 補助金交付請求額 | 金      | 円                 |           |
| 3 | 家賃支払い済み額 | 金      | 円                 |           |
|   |          | （      | 年 月分から            | 年 月分まで）   |
| 4 | 補助金振込先   | 銀行     | 支店                |           |
|   |          | 普通・当座  | （どちらかに○を付けてください。） |           |
|   |          | 口座番号   |                   |           |
|   |          | 口座名義人  |                   |           |
|   |          | （フリガナ） |                   |           |

家賃支払申告書兼確認書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり家賃を支払ったことを申告します。

記

月 分	支 払 額	支 払 日	備 考
年 月分	円	年 月 日	
年 月分	円	年 月 日	
年 月分	円	年 月 日	
年 月分	円	年 月 日	
年 月分	円	年 月 日	
年 月分	円	年 月 日	

※ 上記のとおり支払いがあったことを確認しました。

年 月 日

(住宅の貸主または家賃の支払先)

住 所  
氏名(名称)  
電話番号

※貸主等の確認に代えて、家賃の領収書（家賃通帳）等の写しを提出することができます。  
（ただし、「納付先、納付日、納付額、納付者氏名」が確認できるものに限りです。）

年度 補助金交付更新申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

郵便番号 ー

住 所 函館市

氏 名

電話番号 ー ー

ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、私および同居者は、同要綱第3条第1項第5号に規定する家賃補助等を受けていないこと、同項第6号に規定する市税等の滞納がないことおよび同項第7号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度等の受給状況、市税等の納付状況および住民基本台帳等ならびに暴力団員について、市長が関係機関にこの情報を利用して調査を行うことについて、同意します。

記

1 補助を受けようとする期間 年 月分 ～ 年 月分

2 補助金等交付申請額 金 円

3 世帯の概要

フリガナ 氏 名		続柄	生年月日	勤務先または学校名 勤務先の所在地	年間総収入額	住宅手当 (月額)
申請者		本人	年 月 日			
同居者			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

#### 4 住居の概要

※ 太枠で囲んだ欄に記入すること。ただし、下記(5)の場合は、すべて記入すること。

住 所	函館市		
建 物 名 称		部屋番号	
建 築 年 月 日	年 月 日	構造・階数	1. 木造 2. 非木造 階建て
住戸専用面積	m <sup>2</sup>	間 取 り	住宅概要確認書（別記第4号様式）のとおり
賃 貸 借 契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
所 有 者	住 所		[申請者との関係] 1. 本人または同居者 2. 3親等内の親族 3. 上記以外
	氏 名 等	電話	
貸 主 ※所有者と同じ場合は記入不要	住 所		[申請者との関係] 1. 本人または同居者 2. 3親以内の親族 3. 上記以外
	氏 名 等	電話	
家 賃 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替(引落) <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> その他( ) 支払先名称：		
家 賃 等 (月額)	家 賃	円	管理費・共益費 円
			駐 車 場 代 円
	合 計	円	

#### ※ 添付書類

- (1) 入居者全員の住民票の写し
- (2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等。無職の場合にあつては、無職申立書（別記第2号様式））
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 住宅手当支給証明書（別記第3号様式）
- (5) 4月1日から4月15日までの期間に転居（住民票を異動）する場合
  - ① 民間賃貸住宅の賃貸借契約書および重要事項説明書の写し
  - ② 住宅概要確認書（別記第4号様式）
  - ③ 耐震性能を有することを証する書類の写し(昭和56年5月31日以前に建設された賃貸住宅である場合)
- (6) その他必要な書類

異動事項届出書

年 月 日

函館市長 様

郵便番号 ー

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、下記のとおり異動が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 家賃、住宅手当の異動

異動事項	異動内容
(1) 家賃が改定された 年 月分から	変更前 月額 円 変更後 月額 円
(2) 住宅手当が改定された 年 月分から	変更前 月額 円 変更後 月額 円

2 その他の異動

異動事項	異動内容
(1) 生活保護法による住宅扶助または他の公的家賃助成を受けた	年 月 日から 名称 ( )
(2) 転居した	
ア 補助対象地区内の他の民間賃貸住宅へ転居した  転居年月日 年 月 日 転居先 函館市 建物名称 ( )	新住居の建築年月日 年 月 日 住戸専用面積 m <sup>2</sup> 家賃 月額 円 住宅手当 月額 円 所有者または家賃の受領者と届出人との関係 1 本人または同居者 2 上記以外
イ 上記以外へ転居した	転居先 (補助対象地区 内・外)
(3) その他の異動	

名 義 承 継 届 出 書

年 月 日

函 館 市 長 様

(名義承継者)

郵便番号 ー

住 所 函館市

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、次のとおり承継したので関係書類を添えて届け出ます。

記

1 名義承継事項

交付決定者氏名			
承継者氏名		交付決定者との続柄	
承継者入居年月日	年 月 日 (※ 転居した場合のみ記載)		
承継理由の生じた日 および理由	年 月 日 理由( )		

2 名義承継の対象となる住宅概要

住 所	函館市			
建 物 名 称		部屋番号		
建 築 年 月 日	年 月 日	構造・階数	1. 木造 2. 非木造 階建て	
住戸専用面積	m <sup>2</sup>	間 取 り	住宅概要確認書(別記第4号様式)のとおり	
所 有 者	住 所			[承継者との関係] 1. 本人または同居者 2. 3親等以内の親族 3. 上記以外
	氏名等	電話		
貸 主 ※所有者と同じ場合は記入不要	住 所			[承継者との関係] 1. 本人または同居者 2. 3親等以内の親族 3. 上記以外
	氏名等	電話		
家賃支払方法 ※貸主と同じ場合は名称の記入不要	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替(引落) <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> その他( ) 支払先名称:			
賃貸借契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
家 賃 等 (月額)	家 賃	円		円
	管理費・共益費	円		円
	駐 車 場 代	円	合 計	円

※ 添付書類

- (1) 入居者全員の住民票の写しおよび交付決定者の戸籍謄本の写し
- (2) 入居者全員の所得を証明する書類（所得証明書、源泉徴収票等。無職の場合にあっては、無職申立書（別記第2号様式））
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 住宅手当支給証明書（別記第3号様式）
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書および重要事項説明書の写し
- (6) 住宅概要確認書（別記第4号様式）※転居した場合のみ添付
- (7) 耐震性能を有することを証する書類の写し(昭和56年5月31日以前に建築または着工された賃貸住宅である場合)
- (8) その他必要な書類



年度 補助金交付決定変更（取消）通知書

函 都 住  
年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで交付決定をしたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、次のとおり変更（取消し）するので通知します。

記

1 変更（取消し）内容

2 変更（取消し）理由

3 その他

年度 補助金交付決定取消通知書兼補助金返還命令書

函 都 住  
年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで交付決定をしたヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。また、ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により、補助金の返還を命じますので期限までに納付してください。

なお、命じられた納付金額（その一部について納付があったときは、納付の日以後の期間に係る延滞金の計算と基礎となる額は、当該納付があった額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収します。

記

1 取消し理由等

2 補助金返還請求額 金 円

3 補助金返還請求額の内訳

- ・ 補助金交付決定額 金 円
- ・ 補助金交付決定取消額 金 円
- ・ 交付決定取消し後の補助金額 金 円
- ・ 補助金交付済み額 金 円
- ・ 補助金返還額 金 円

4 補助金返還納付期限 年 月 日